測定単位の数値が1,700,000人に満たないもの	
その団体の数値	1.00
1,700,000人に満たない数が300,000人までの数	0.97
同上300,000人を超え600,000人までの数	0.96
同上600,000人を超え900,000人までの数	0.98
同上900,000人を超える数	0.97

普通態容補正（給与差等）

	A				
	政令市	中小企業支援市以外の指定都市	中核市	特別区及び保健所設置市	その他の市町村
１級地	—	—	—	4.867	—
２級地	3.972	—	4.084	4.104	4.149
３級地	3.729	—	3.833	—	3.892
４級地	3.242	3.243	3.327	3.341	3.375
５級地	2.900	2.901	2.972	2.984	3.013
６級地	2.072	—	2.112	—	2.136
７級地	1.536	1.536	1.556	—	1.568
無級地	—	0.853	0.848	0.847	0.845

	B
１級地	0.397
２級地	0.319
３級地	0.293
４級地	0.241
５級地	0.204
６級地	0.115
７級地	0.058
無級地	−0.016

㈱　北海道、東京都、静岡県及び福岡県にあつては、Ｂの率にそれぞれ2.0243、541.6588、0.1280及び0.3396を加算した率とする。

第10条第９項の算式によつて算定した数の段階	乗　率　A		乗数Ｂ
	離島に係る市町村	その他の市町村	離島に係る市町村
2.00未満のもの	1.00	1.00	500
2.00以上4.00未満のもの	1.00	1.00	1,250
4.00以上6.00未満のもの	11.90	7.65	2,000

測定単位の数値が1,700,000人に満たないもの	
その団体の数値	1.00
1,700,000人に満たない数が300,000人までの数	0.98
同上300,000人を超え600,000人までの数	0.96
同上600,000人を超え900,000人までの数	0.96
同上900,000人を超える数	0.98

普通態容補正（給与差等）

	A				
	政令市	中小企業支援市以外の指定都市	中核市	特別区及び保健所設置市	その他の市町村
１級地	—	—	—	4.736	—
２級地	3.876	—	3.983	3.999	4.042
３級地	3.687	—	3.787	—	3.842
４級地	3.169	3.170	3.249	3.261	3.294
５級地	2.839	2.840	2.907	2.917	2.945
６級地	2.037	—	2.076	—	2.097
７級地	1.519	1.519	1.538	—	1.549
無級地	—	0.858	0.853	0.852	0.850

	B
１級地	0.387
２級地	0.310
３級地	0.290
４級地	0.234
５級地	0.198
６級地	0.112
７級地	0.056
無級地	−0.015

㈱　北海道、東京都、静岡県及び福岡県にあつては、Ｂの率にそれぞれ1.9140、487.6809、0.1042及び0.3022を加算した率とする。

第10条第９項の算式によつて算定した数の段階	乗　率　A		乗数Ｂ
	離島に係る市町村	その他の市町村	離島に係る市町村
2.00未満のもの	1.00	1.00	500
2.00以上4.00未満のもの	1.00	1.00	1,250
4.00以上6.00未満のもの	11.93	7.66	2,000

第明治三十二種郵便物認可